

愛知大学野球連盟 規約

第1章 名称、目的および事業

(名称)

第1条 本連盟は、愛知大学野球連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は全日本大学野球連盟の加盟団体として、日本学生野球憲章を遵守し、大学野球の健全なる普及発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 春秋2シーズンの加盟大学の公式試合、入替戦、新人戦およびその他の試合の開催
- (2) 本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組織および編成

(組織)

第4条 本連盟は、愛知県内所在の学校教育法に基づく大学をもって組織する。

(事務局)

第5条 本連盟の事務局は、当分の間、以下の住所に置く。

〒467-0012 名古屋市瑞穂区豊岡通3-5 第2日吉ビル205号

(編成)

第6条 本連盟は、1部、2部(2部Aおよび2部B)、3部(3部Aおよび3部B)の3部制とする。各部の編成は、春秋の各入れ替え戦終了後に定める。

(試合運営)

第7条 試合運営規程は別に定める。

(新規加盟)

第8条 新規加盟について、以下のように定める。

- 1 新加盟は、理事会の承認を必要とする。
- 2 新加盟を希望する大学は、別に定める様式に従って、常任理事会に願出のものとする。
- 3 願出期間は、年2回(1月1日から1月末日までと6月1日から6月末日まで)とする。
- 4 新規加盟の願出があった場合、常任理事会は、部員数、活動状況、指導体制等に関して、日本学生野球憲章が定義する指導者(予定者)から直接聴取するとともに現地視察を行う。
- 5 常任理事会は、直接聴取および視察の結果を審議した後、新規加盟に関する原案をリーグ戦開始前の理事会に提案し、承認を得るものとする。
- 6 新加盟校の公式戦出場資格は1シーズン認められないが、オープン戦は認められる。
- 7 1シーズン終了直前、常任理事会は、正案を理事会に報告し、了承を得るものとする。

第3章 役員、理事および委員等

(役員等)

第9条 本連盟に、次の役員等を置く。

会長

副会長

理事長

事務局長

常任理事

理事
学生委員
会計監査

(会長および副会長)

第10条 会長および副会長について、以下のように定める。

- 1 会長は、別に定める役員選考規定に従って理事会で推薦し、総会においてこれを承認する。
- 2 会長は、本連盟を代表し、連盟事務を統轄する。
- 3 副会長は、会長が推薦し、総会で承認する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会長および副会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないが、原則として3期6年までとする。
- 6 会長および副会長は、連盟規約第15条に定める理事及び加盟大学の部長・副部長・監督・コーチを兼ねることができないものとする。

(名誉会長および顧問)

第11条 名誉会長および顧問について、以下のように定める。として

- 1 名誉会長および顧問は、理事会で推薦し、総会においてこれを承認する。
- 2 名誉会長および顧問は、総会および理事会において議決権を有しない。
- 3 名誉会長および顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(理事長)

第12条 理事長について、以下のように定める。

- 1 理事長は、別に定める役員選考規程に従って選出する。
- 2 理事長は、理事会の会務を執行する。
- 3 理事長の任期は、2年間とする。再任を妨げないが、原則として3期6年までとする。ただし、退任2年経過後に再任された場合の任期は、1期2年までとする。また、就任及び再任時の年齢は、原則として70歳未満であることとする。
- 4 理事長は、専任とし、連盟規約第15条に定める理事及び加盟大学の部長・副部長・監督・コーチを兼ねることができないものとする。
- 5 理事長に事故ある場合は、役員選考規程に基づき、直ちに選考作業を行う。
- 6 新たに選考される任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 7 その間、理事長の代行を置くことができるものとする。代行の選考は、常任理事会が協議・決定し、理事会の承認を得るものとする。代行の任期は、新任者が選考されるまでとする。常任理事が代行に選考された場合でも、常任理事の補充は行わないものとする。

(事務局長)

第13条 事務局長について、以下のように定める。

- 1 事務局長は、別に定める役員選考規程に従って選出する。
- 2 事務局長は、理事長を補佐し、連盟事務を掌理する。
- 3 事務局長の任期は、2年間とする。再任を妨げないが、原則として3期6年までとする。ただし、退任2年経過後に再任された場合の任期は、1期2年までとする。また、就任及び再任時の年齢は、原則として70歳未満であることとする。
- 4 事務局長は、専任とし、連盟規約第15条に定める理事及び加盟大学の部長・副部長・監督・コーチの役職を兼ねることができないものとする。
- 5 事務局長に事故ある場合は、役員選考規程に基づき、直ちに選考作業を行う。
- 6 新たに選考される任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 7 その間、事務局長の代行を置くことができるものとする。代行の選考は、常任理事会が協議・決定し、理事会の承認を得るものとする。代行の任期は、新任者が選考されるまでとする。常任理事が代行に選考された場合でも、常任理事の補充は行わないものとする。

(常任理事)

第14条 常任理事について、以下のように定める。

- 1 常任理事は、別に定める役員選考規程に従って選出する。
- 2 常任理事は、理事長、事務局長、審判委員会代表者、監督会代表者、および別に定める役員選考規程に従って選出された加盟大学の理事9名をもって、これにあてる。
- 3 常任理事の任期は、2年間とするが、再任を妨げない。また、就任及び再任時の年齢は、原則として70歳未満であることとする。

(理事)

第15条 理事について、以下のように定める。

- 1 理事は、加盟各大学における硬式野球部長 1名、副部長・監督・コーチおよびその大学の卒業生あるいは専任教職員より選出された2名と、審判委員会代表者1名をもって、これにあてる。
- 2 加盟各大学より選出する理事は、3名を超えることができない。
- 3 理事は、理事会を組織し、本規約に定められた事項を審議決定する。但し、各部長が、当該大学の理事を代表し、議決権を行使する。部長は、当該校の他の理事に議決権を委任することができる。
- 4 加盟校で理事全員が欠席のときは、議長に議決権を委任することができる。
- 5 理事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 加盟大学が、理事を交代する場合、早急に理事長に申し出るものとする。
- 7 理事長は、交代の理由、新しい理事に関する情報を聴取し、常任理事会で確認の上、理事会ならびに総会に報告し、承認を得るものとする。

(会計)

第16条 会計の資格は、別に連盟事務分担規程で定める。

(会計監査)

第17条 連盟に会計監査2名を置く。資格と選出手続きについては役員選考規程に定める。会計監査は、連盟会計および各部のリーグ戦ごとの会計を監査する。

(副理事長)

第18条 副理事長について、以下のように定める。

- 1 連盟運営の継続性と後継者育成の観点から、副理事長1名を置くことができる。
- 2 副理事長は、総会、理事会および常任理事会にオブザーバー出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は持たない。
- 3 副理事長の選出は、理事長が推薦し、常任理事会が承認するものとする。

(事務局次長)

第19条 事務局次長について、以下のように定める。

- 1 連盟運営の継続性と後継者育成の観点から、事務局次長1名を置くことができる。
- 2 事務局次長は、総会、理事会および常任理事会にオブザーバー出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は持たない。
- 3 事務局次長の選出は、理事長が推薦し、常任理事会が承認するものとする。

第4章 事務分担

(事務分担)

第20条 連盟事務の分担について、以下のように定める。

- 1 連盟事務を総務事務、広報事務および試合運営事務に分割し、それぞれ総務委員会、広報委員会および試合運営委員会が分担する。
- 2 加盟各大学は、総務委員会、広報委員会および試合運営委員会のいずれかに所属するものとする。
- 3 各委員会の構成および分担事務は、連盟事務分担規程で定める。

第5章 総会

(構成)

第21条 総会の構成について、以下のように定める。

- 1 総会は、会長、副会長、理事長、事務局長、理事、学生委員および審判正副委員長をもって構成し、毎年5回は一定の時期に開催するものとする。
- 2 理事会が必要と認めたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、理事長等の役員が代行することができるものとする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項を協議し承認する。

- 1 予算および決算の承認
- 2 事業計画および事業報告の承認
- 3 連盟規約の改正の承認
- 4 会長、副会長、名誉会長、顧問の承認
- 5 新加盟および脱退の承認
- 6 その他、重要な事項の承認

(定足数および議決権)

第23条 総会の定足数および議決権について、以下のとおりとする。

- 1 総会は、会長、副会長、理事長、事務局長、各大学1名の議決権を行使する理事、各大学1名の学生委員および審判正副委員長のうち過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 2 総会の議決権は、各大学の学生委員および理事で各1票、審判委員会で2票とする。
- 3 総会への出席について、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 4 総会での議決権について、あらかじめ委任状を提出した者は、議決権を委譲することができる。
- 5 総会の議決は、前項の議決権を行使する出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は会長がこれを決する。但し、会長の承認、連盟規約の改正の承認は、議決権を行使する出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 常任理事会

(構成)

第24条 常任理事会の構成について、以下のように定める。

- 1 常任理事会は、常任理事をもって構成し、随時開催するものとする。
- 2 常任理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、常任理事会の議長となる。
- 4 理事長は、常任理事の過半数の請求があるときは、常任理事会を招集しなければならない。
- 5 理事長が、持ち回り審議(=常任理事全員が電話や電子メール等を利用して審議し決定する)で可能と判断した場合、これを常任理事会の審議結果とすることができる。

(権限)

第25条 常任理事会は次の事項を協議し、理事会に提案する。

- 1 連盟規約および諸規定に関する事項
- 2 役員選出に関する事項
- 3 総務、試合運営、広報その他重要な事項
- 4 賞罰に関する事項

(定足数及び議決権)

第26条 常任理事会の定足数および議決権について、以下のとおりとする。

- 1 常任理事会は常任理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 2 常任理事会の議決は、各常任理事につき1票とし、議決権を行使する出席者の過半数の賛成を必要

とする。但し、連盟規約および諸規定に関する事項、役員選出に関する事項の議決は、議決権を行使する出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 理事会

(構成)

第27条

- 1 理事会は、会長、副会長、理事長、事務局長、理事をもって構成し、随時開催するものとする。
- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、理事会の議長となる。
- 4 理事長は、議決権を行使する理事の過半数の請求があるときは、理事会を招集しなければならない。

(権限)

第28条 理事会は、次の事項を審議する。

- 1 予算案および決算案
- 2 公式戦の日程および試合運営に関する事項
- 3 部員および選手の登録
- 4 全日本大学野球連盟寄付行為に基づく評議員の推薦
- 5 理事長、事務局長および常任理事の承認
- 6 会長、名誉会長および顧問の推薦
- 7 審判委員の承認
- 8 連盟規約の改正案
- 9 各種規程、細則の制定および改正
- 10 賞罰に関する事項
- 11 事業計画およびその他重要な事項

(定足数および議決権)

第29条

- 1 理事会は、加盟各大学の議決権を行使する理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 2 理事会の議決は、加盟各大学につき1票、審判委員会で1票とする。
- 3 理事会への出席について、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 4 理事会での議決権について、あらかじめ委任状を提出した者は、議決権を委譲することができる。
- 5 理事会の議決は、議決権を行使する出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、理事長がこれを決する。但し、理事長、事務局長および常任理事の承認、連盟規約の改正案、各種規程、細則の制定および改正は、議決権を行使する出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(小委員会)

第30条

- 1 理事会は、必要に応じ、小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の構成は、必要に応じ、理事会で定める。
- 3 小委員会は、理事長が招集し議長となる。
- 4 小委員会は、理事会から委任された事項につき協議する。
- 5 小委員会の合意事項は、理事会の承認を必要とする。

第8章 学生委員会

(構成および権限)

第31条

- 1 学生委員会は、加盟各大学より推薦された各2名以内の学生によって構成される。
- 2 学生委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 3 正副委員長は、学生委員会の互選に基づき、会長が委嘱する。
- 4 学生委員会は、必要に応じ、委員長が招集し議長となる。
- 5 学生委員会は、事務局長の指示に従って連盟の会務を処理する。

第9章 審判委員会

(構成)

第32条

- 1 審判委員会は、審判委員をもって構成する。
- 2 審判委員は、加盟各大学の推薦またはすでに審判委員の職にある者2名以上の推薦に基づき、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 審判委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(審判正副委員長)

第33条

- 1 審判委員長は、審判委員会の互選に基づき、会長が委嘱する。
- 2 審判副委員長は、審判委員長の指名とする。
- 3 審判正副委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(権限)

第34条

- 1 審判委員会は、試合の運行および判定に関する一切の権限を有する。
- 2 審判委員会規約は別に定める。

第10章 監督会

(構成および権限)

第35条

- 1 監督会は、加盟各大学の監督によって構成される。
- 2 監督会は、連盟理事会の下で、試合等に関する重要事項を協議する。
- 3 監督会に、会長および副会長各1名を置く。
- 4 会長は、監督会の互選により、副会長は、幹事長の指名により、それぞれ会長が委嘱する。
- 5 会長および副会長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 監督会は、会長が招集し議長となる。

第11章 会計

(連盟の財源)

第36条 本連盟の財源は、会費、寄付金、入場料およびその他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第37条

- 1 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 2 会計および事業経過は、理事会に報告し、総会の承認を求めるものとする。

第12章 補則

(審議要請)

第38条

- 1 学生委員会、審判委員会、監督会は、理事会に審議要請することができるものとする。
- 2 学生委員会、審判委員会、監督会は、会議の開催と審議結果を常任理事会への報告を経て理事会で報告しなければならない。

(賞罰)

第39条 賞罰に関しては、その都度、常任理事会で審議し、理事会で承認する。但し、日本学生野球憲章に反する行為については、常任理事会で協議したうえで、全日本大学野球連盟に報告する。

(脱退手続)

第40条

- 1 本連盟を脱退する大学は、理事会の承認を必要とする。
- 2 脱退を希望する大学は、事務局を通じて常任理事会に願出のものとする
- 3 願出期間は、年2回(1月1日から1月末日までと6月1日から6月末日まで)とする。
- 4 願出があった場合、常任理事会は、部員数、活動状況、指導体制等に関して、日本学生野球憲章が定義する指導者から直接聴取する。
- 5 常任理事会は、聴取の結果を審議した後、脱退に関する原案をリーグ戦開始前の理事会に提案し、承認を得るものとする。
- 6 脱退を希望する大学は、大学を代表して発言のできる立場にある者が審議の場に参加しなければならないものとする。

(細則)

第41条 本連盟規約の細則は、必要に応じ、別に定める。

(連盟規約の改正)

第42条 本連盟規約の改正は、総会の承認を必要とする。

(部長・副部長・監督・総監督・コーチ・学生コーチの資格)

第43条 各大学の部長・副部長・監督・総監督・コーチの資格については、『日本学生野球憲章』第3条(定義)⑧「指導者 加盟校の学校長(大学の学長および高等学校の校長)ならびに野球部の部長、監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう」と同憲章第9条(加盟校および指導者の責務)3「加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める」などに対応させて、以下のように確認する。

1 部長の資格と権利

- (1) 野球を教育活動の一環として位置づけることに反しない者であること
- (2) 各大学の学長等の責任者が適任者として認めた専任教員(できる限り教授)であること
- (3) 本連盟規約第15条にある理事となるに適任者であること
- (4) 公式試合のベンチに入ることができる
- (5) 当該大学の長が認めた場合、監督・総監督・コーチを兼任することができる

2 副部長の資格と権利

- (1) 野球を教育活動の一環として位置づけることに反しない者であること
- (2) 各大学の学長等の責任者が適任者として認めた専任教職員であること
- (3) 本連盟規約第15条にある理事となることができ、その適任者であること
- (4) 部長の代行として公式試合のベンチに入ることができる
- (5) 当該大学の長が認めた場合、監督・総監督・コーチを兼任することができる

3 監督の資格と権利

- (1) 加盟大学は、必ず監督1名を登録しなければならない
- (2) 野球を教育活動の一環として位置づけることに反しない者であること
- (3) 日本学生野球憲章に基づき、当該大学の長が適任者として選任した者とする
- (4) 部長・副部長・総監督・コーチとの兼任あるいは代行はできない
- (5) 本連盟規約第15条にある理事となることができ、その適任者であること

4 コーチの資格と権利

- (1) 野球を教育活動の一環として位置づけることに反しない者であること

- (2) 日本学生野球憲章に基づき、当該大学の長が適任者として選任した者(学生を除く)とする
- (3) 監督の職のみ代行することができるものとする
- (4) 本連盟規約第 15 条にある理事となることができ(学生コーチを除く)、その適任者であること

5 総監督の資格と権利

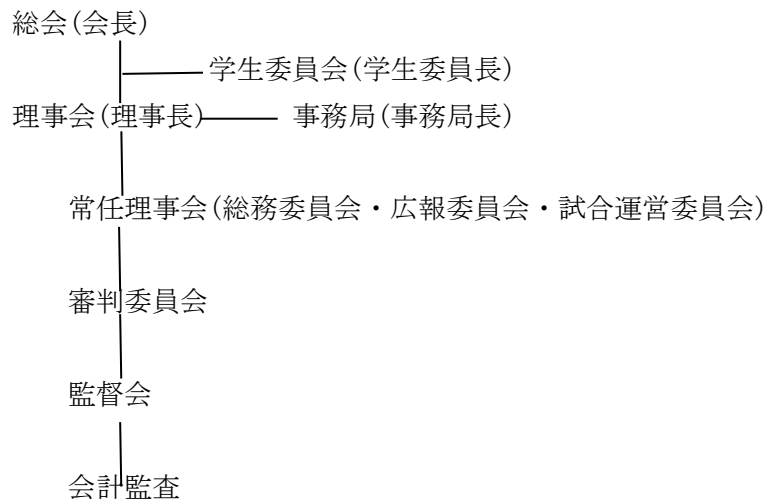
- (1) 野球を教育活動の一環として位置づけることに反しない者であること
- (2) 日本学生野球憲章に基づき、当該大学の長が適任者として選任した者(学生を含む)とする
- (3) 部長・副部長・監督との兼任あるいは代行はできないものとする
- (4) コーチと兼任できるものとする
- (5) コーチと兼任する総監督は、監督を代行することができるものとする
- (6) 本連盟規約第 15 条にある理事となることができ、その適任者であること

6 学生コーチの資格と権利

- (1) 部長・監督が適任者として選任した者とする
- (2) 部長・副部長・総監督・監督との兼任あるいは代行はできないものとする
- (3) 本連盟規約第 15 条にある理事となることはできないものとする

(組織図)

第 4 4 条 本連盟の組織図は、以下のとおりとする。



附則

本連盟規約は、2010年8月25日から施行する。

(会長および副会長、理事長、事務局長の専任化と常任理事選出の変更にもなう改正)

本連盟規約は、2012年4月1日から施行する。ただし、以下のような移行措置をとる。

- (1) 現在の会長および副会長に関しては、当分の間、新規程を適用しない。
- (2) 理事長、事務局長、常任理事に関しては、新規程を準用する。
- (3) 現在の会長および副会長、理事長、事務局長、常任理事の任期は、新規程の任期 1 期目と置き換え、2012年12月31日までとする。
- (4) 3 部以下の理事から互選により 1 名の常任理事を追加する。なお、任期は、2012年12月31日までとする。

(部制再編による改正)

連盟規約第 6 条については、2012年7月1日から施行する。

(副理事長、事務局長補佐の設置等に伴う改正)

本連盟規約は、2014年1月1日から施行する。

(事務局次長の設置等に伴う改正)

本連盟規約は、2016年8月1日から施行する。

(表現・字句修正等に伴う改正)

本連盟規約は、2018年8月1日から施行する。